

医業 経営 情報 報

REPORT

Available Information Report for
Medical Management

医業経営

外来医療受診の流れと
機能分化を推進する

かかりつけ医機能 報告制度の概要

- 1 医療提供体制の現状と見通し
- 2 かかりつけ医機能に関するこれまでの議論
- 3 患者が期待するかかりつけ医機能とは
- 4 制度改正の流れと医療機関に求められる対応

2023
12
DEC

1 | 医療提供体制の現状と見通し

1 | 1 | かかりつけ医機能報告制度創設に向けた背景

地域の医療提供体制を中長期的視点で見ると、今後、人口減少や高齢化の伸展等に伴い、医療を担う者の減少と医療を受ける者の増加による需給のバランスに大きな変化があることが予想されています。また、平均寿命の延びや高齢化に伴う外来医療の多様化も進展していくことが考えられます。

政府では、このような状況の変化に対応すべく外来医療受診の流れを確保し、機能分化をさらに推進させることによって、医療サービスの質の向上を図ることを目的とした、「かかりつけ医機能報告制度」の創設に向けた議論を、2025年4月スタートを目途に進めています。

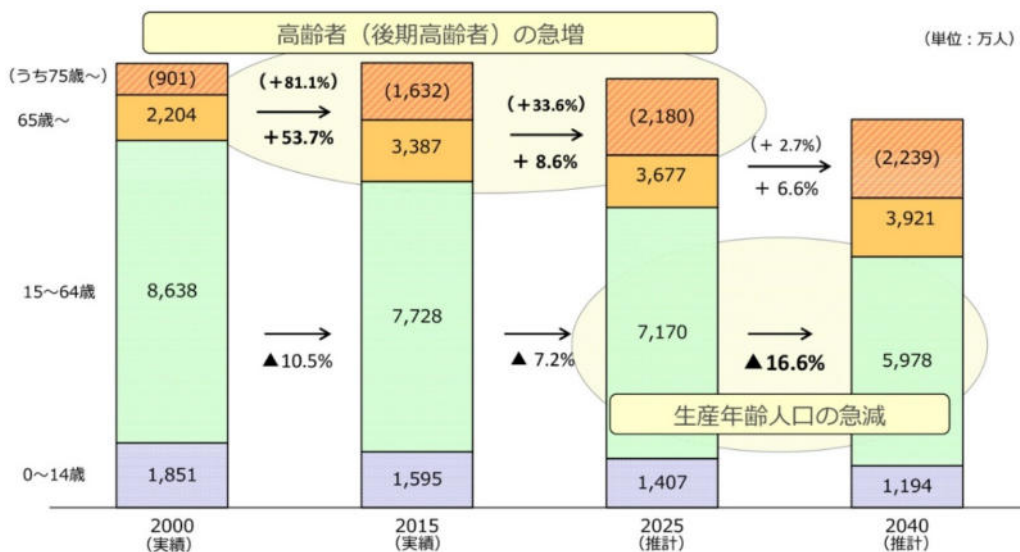
そこで本稿では、医療提供体制の現状と今後の政策の方向性から、「かかりつけ医機能を有する医療機関としての在り方」について探っていくこととします。

2 | 今後、日本は「高齢者の急増」から「現役世代の急減」局面へ

すでに我が国は人口減少局面にあります。高齢者人口（65歳以上）の急速な増加は2025年以降緩やかになる一方で、減少に転じている生産年齢人口（15～64歳）については、2025年以降さらに減少が加速することが見込まれています。

その一方で75歳以上の人口は、2040年に向けて引き続き増加する見込みです。

◆人口構造の変化



(出典) 厚生労働省 第1回国民・患者に対するかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等に関する検討会 資料2

3 | 医療需要の変化と医療・福祉人材確保の見通し

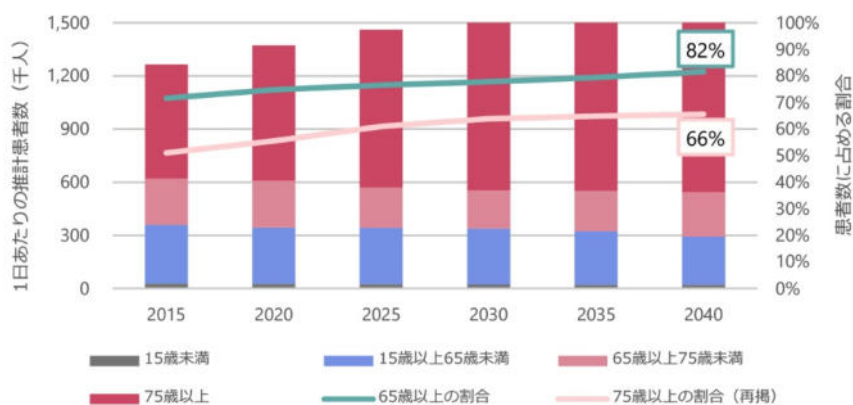
(1) 入院患者数は全体として増加傾向

全国での入院患者数は2040年にピークを迎えることが推計され、65歳以上が占める割合は今後も継続的に上昇し、2040年には約8割となることを見込まれています。

二次医療圏によって入院患者数がピークとなる年はまちまちですが、既に2020年までに90の二次医療圏がピークアウトし、また2035年までにはさらに261^{*}の二次医療圏がピークを迎えると予測されています。

※福島県は市区町村ごとの人口推計が行われていないため、福島県の二次医療圏を除く329の二次医療圏について集計。以下同じ。

◆入院患者数推計



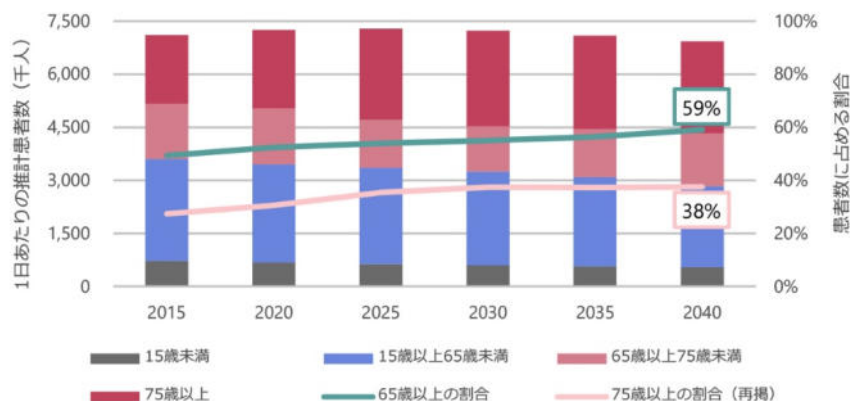
(出典) 厚生労働省 第1回国民・患者に対するかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等に関する検討会 資料2

(2) 外来患者数は既に減少局面

全国での外来患者数は、2025年にピークを迎えることが見込まれていますが、65歳以上が占める割合は今後も継続的に上昇し、2040年には約6割になると推計されています。

こちらにも既に2020年までに217の二次医療圏では外来患者数に達しているとみられています。

◆外来患者数推計

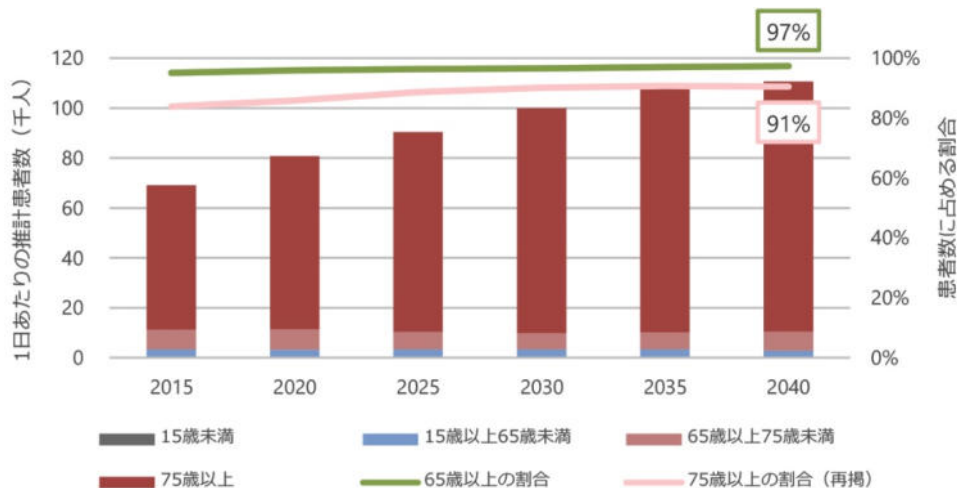


(出典) 厚生労働省 第1回国民・患者に対するかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等に関する検討会 資料2

(3)在宅患者数は多くの地域で今後増加

全国での在宅患者数は、2040年以降にピークを迎えるとされ、2040年以降に203の二次医療圏において在宅患者数のピークに達することが見込まれています。

◆訪問診療利用者数推計

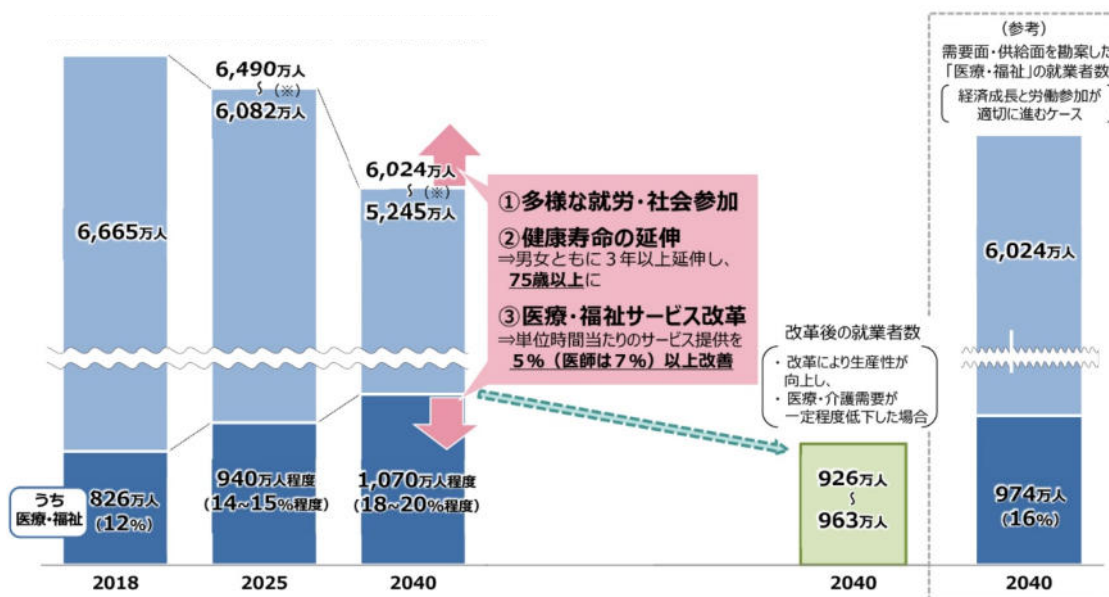


(出典) 厚生労働省 第1回国民・患者に対するかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等に関する検討会 資料2

(4)2025年以降は医療・福祉人材確保がますます困難に

労働人口の減少に伴い、就業者数が大きく減少する中で、医療・福祉領域にあっては逆に現在より多くの人材が必要となることが予想され、無対応による医療需給のバランスの不安定化が懸念されています。

◆需要面から推計した医療福祉分野の就業者数の推移



※総就業者数は独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」(2019年3月)による。
 ※総就業者数のうち、下の数値は経済成長と労働参加が進まないケース、上の数値は進むケースを記載。
 ※2018年度の医療・福祉の就業者数は推計値である。

(出典) 厚生労働省 第1回国民・患者に対するかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等に関する検討会 資料2

2 | かかりつけ医機能に関するこれまでの議論

1 | かかりつけ医機能とは何か

かかりつけ医の定義とかかりつけ医機能については、「医療提供体制のあり方」日本医師会・四病院団体協議会合同提言（2013年8月8日）において、以下のように定められています。

◆日本医師会・四病院団体協議会合同提言におけるかかりつけ医とは(定義)

- なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要なときには専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。

（出典）「医療提供体制のあり方」日本医師会・四病院団体協議会合同提言（2013年8月8日）

◆日本医師会・四病院団体協議会合同提言におけるかかりつけ医機能

- かかりつけ医は、日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する。
- かかりつけ医は、自己の診療時間外も患者にとって最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築する。
- かかりつけ医は、日常行う診療のほかに、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行う。また、地域の高齢者が少しでも長く地域で生活できるよう在宅医療を推進する。
- 患者や家族に対して、医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行う。

（出典）「医療提供体制のあり方」日本医師会・四病院団体協議会合同提言（2013年8月8日）

一方、現行の医療法施行規則においては、かかりつけ医機能の定義について、以下のように定められており、今後、かかりつけ医機能に関する制度整備を進める際は、この考えをベースに検討が進められることとなります。

◆医療法施行規則におけるかかりつけ医機能

- 身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能として厚生労働大臣が定めるもの（以下「かかりつけ医機能」という。）

2 | かかりつけ医機能が発揮される制度整備の基本的な考え方

かかりつけ医機能については、2013年に日本医師会・四病院団体協議会から合同提言が行われました。行政においても医療機能情報提供制度における国民・患者への情報提供や診療報酬における慢性疾患を有する高齢者等に関する評価を中心に取り組んでいましたが、医療計画等の医療提供体制に関する諸施策に位置付けた取り組みはこれまで行われてこなかったのが現状です。

一方、複数の慢性疾患や、医療と介護の複合ニーズを必要とする高齢者が今後更に増加することが予想されるなかで、前述したように、生産年齢人口の急減によって、医療資源には限りが生じることを踏まえ、今後は一段と機能分化を進め、さらには高齢者のQOLに配慮した、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現することが求められています。

そのためにもこれまでの地域医療構想や地域包括ケアの取り組みに加え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進める必要があるとされています。

◆かかりつけ医機能が発揮される制度整備の基本的な考え方

- 国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要があることから、国民・患者がそのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を選択して利用することができる仕組みとし、医療機関は地域の実情に応じて、その機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化する仕組みとする。
- 制度整備の検討及び実施に際しては、我が国の医療制度が、フリーアクセスの保障、国民皆保険、医師養成のあり方と自由開業制、人口当たりの病床数、といった様々な要素が微妙なバランスの上に成立していることに鑑み、エビデンスに基づく議論を行い、現在ある医療資源を踏まえ、性急な制度改革がなされないよう時間軸に十分に留意することが必要。

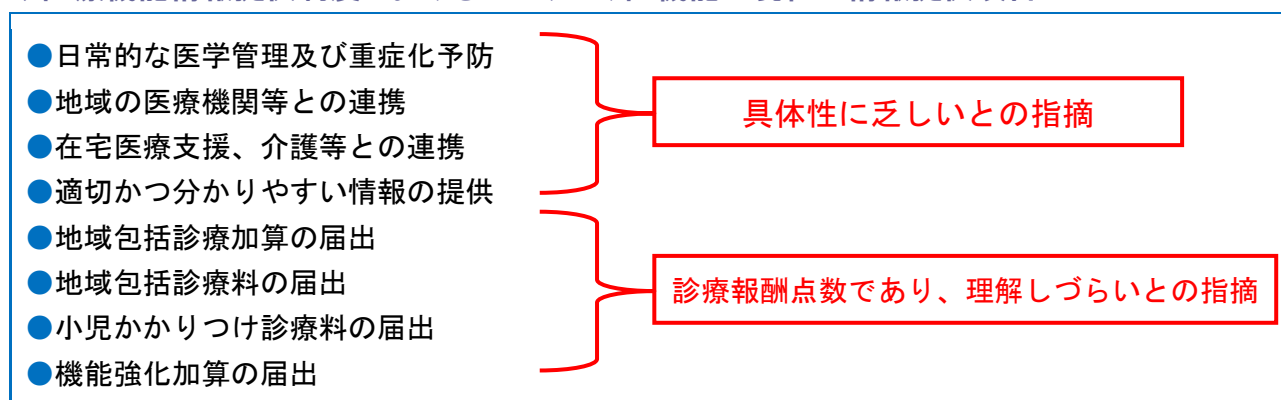
3 | 医療機能情報提供制度の刷新に向けた考え方

医療機能情報提供制度（医療情報ネット）は、住民・患者による医療機関の適切な選択を支援することを目的として、2006年の第五次医療法改正により導入されました。

このなかでは医療機関に対し、医療機能に関する情報について都道府県知事への報告を義務づけるとともに、報告を受けた都道府県知事はその情報を住民・患者に対して提供する制度として運用されています。

これまで、医療機能情報提供制度において、かかりつけ医機能に関する住民・患者への情報提供は行われていましたが、情報提供項目について、内容の具体性に乏しい、あるいは診療報酬点数をそのまま表記するなど、実際に医療機関を選択するツールとしては不十分といった指摘がありました。

◆医療機能情報提供制度におけるかかりつけ医機能の現在の情報提供項目



このため、国民・患者がそのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるよう、医療機能情報提供制度を以下のとおり刷新すべきとされています。

◆医療機能情報提供制度の刷新に向けた考え方

- 医療法第6条の2第3項において、国民は、「医療提供施設の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けるよう努めなければならない」とこととされていることも踏まえ、その選択に資するべく「かかりつけ医機能」の定義を法定化する。
- かかりつけ医機能の定義は、現行の医療法施行規則1において「身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能」とされていることを踏まえた内容とする。
- 医療機関は、国民・患者による医療機関の選択に役立つ情報及び医療機関間の連携に係る情報を都道府県に報告するとともに、都道府県知事は、報告された「かかりつけ医機能」に関する情報を国民・患者に分かりやすく提供する。
- 情報提供項目を見直すとともに都道府県ごとに公表されている医療機関に関する情報について全国統一のシステムを導入する。

◆患者等にとってかかりつけ医機能が分かりやすい新たな情報提供項目のイメージ(案)

- 対象者の別（高齢者、障害者、子どもなど）
- 日常的によくある疾患への幅広い対応
- 医療機関の医師がかかりつけ医機能に関して受講した研修など
- 入退院時の支援など他の医療機関との連携の具体的内容
- 休日・夜間の対応を含めた在宅医療や介護との連携の具体的内容

◆医療機能情報提供制度の刷新に向けたスケジュール想定

- 2024年度以降に医療機能情報の公表の全国統一化
- 有識者や専門家等の参画を得た検討結果等を踏まえ、情報提供項目の見直しを実施

3 | 患者が期待するかかりつけ医機能とは

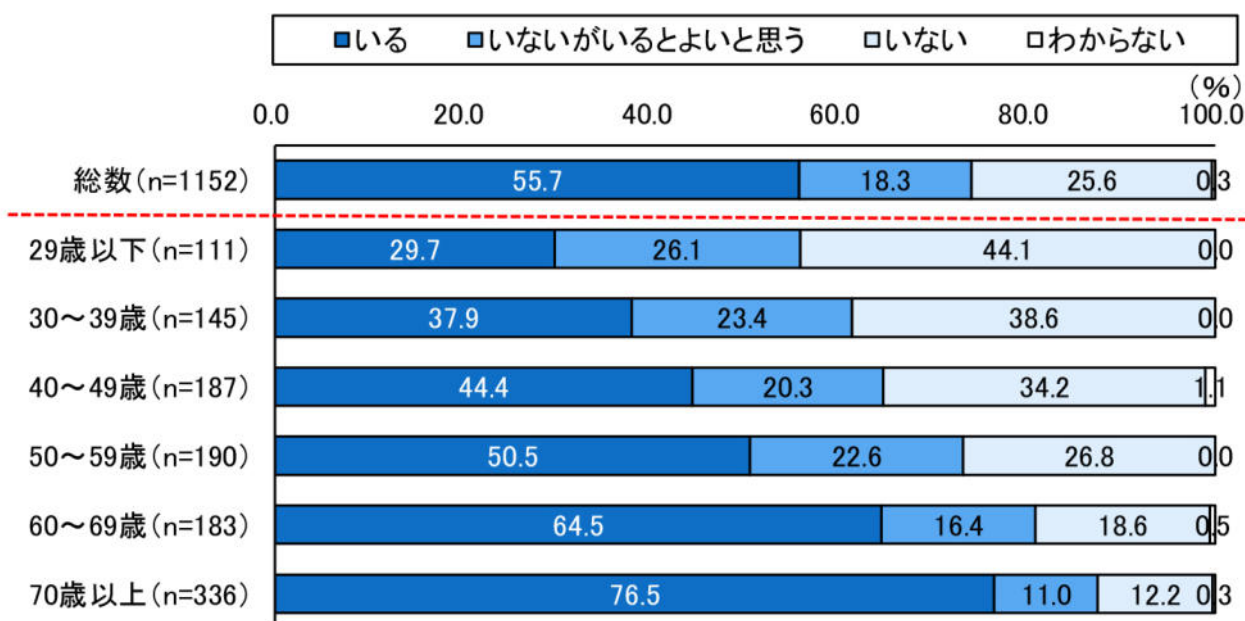
1 | 高齢者の多くはかかりつけ医がいる

今般のコロナ禍において、検査や発熱外来に対応できる医療機関としてかかりつけ医機能に対する関心が高まったことは間違いありません。

こうした中、日本医師会総合政策研究機構による「日本の医療に関する意識調査 2022年臨時中間調査」では、かかりつけ医に関するものも含まれ、その結果が公表されています。これらは、患者視点によるかかりつけ医機能を知るうえでの貴重な参考資料と捉えることが出来ます。

調査結果によると、年齢層別では、高齢になるほどかかりつけ医を持つ人の割合が高くなり、70歳以上では76.5%で、20代や30代の倍以上の割合となっています。

◆かかりつけ医の有無 年齢別(n=1,152)



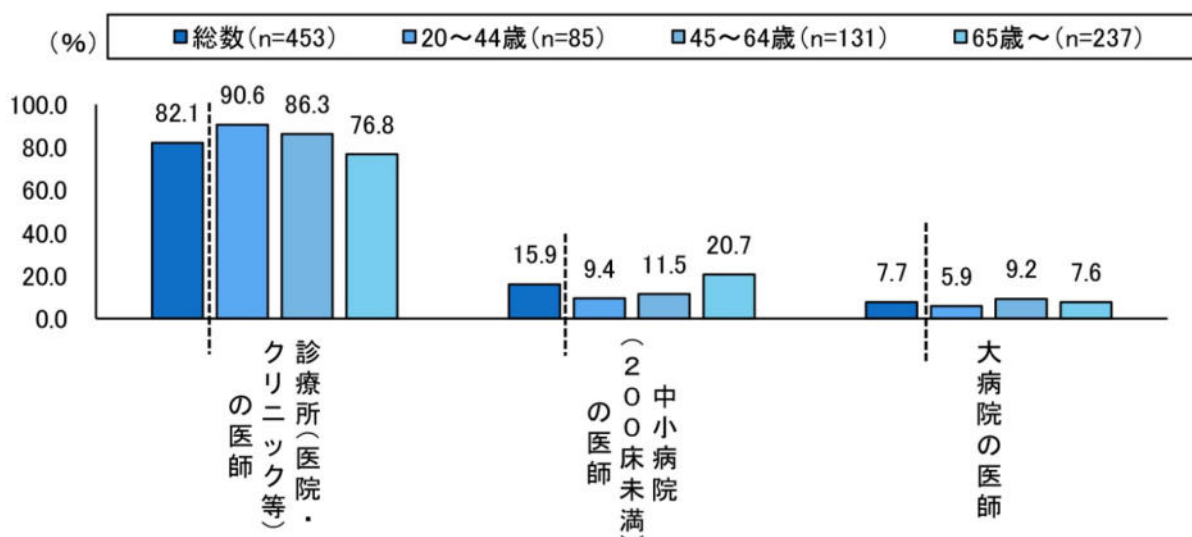
(出典) 日本医師会総合政策研究機構 日本の医療に関する意識調査 2022年臨時中間調査

2 | かかりつけ医の医師は診療所の医師が多数

この調査では全体の約8割の人は、かかりつけ医が診療所の医師であると回答しています。中小病院、大病院にかかりつけ医がいるとした人はそれぞれ1～2割となっています。

また、かかりつけ医の診療科も内科が多数を占めていますが、整形外科や外科など多岐にわたっていることがわかります。

◆かかりつけ医の医療機関-年齢3区分別 複数回答(n=453)



※かかりつけ医が1人いるとした人は全体の73.1%。2人以上いるとした人は26.9%

(出典) 日本医師会総合政策研究機構 日本の医療に関する意識調査 2022年臨時中間調査

◆かかりつけ医の診療科-複数回答(n=453)

| | 人数(人) | 割合(%) |
|------|-------|-------|
| 内科 | 421 | 92.9 |
| 外科 | 39 | 8.6 |
| 整形外科 | 57 | 12.6 |
| 婦人科 | 12 | 2.6 |
| 眼科 | 50 | 11.0 |
| 小児科 | 13 | 2.9 |
| その他※ | 29 | 6.4 |

※その他は、皮膚科、耳鼻科、泌尿器科、心療内科、脳神経外科、心臓血管外科などかかりつけ医がいると回答した人のうち、かかりつけ医の人数と診療科の数が一致している453人のみを対象

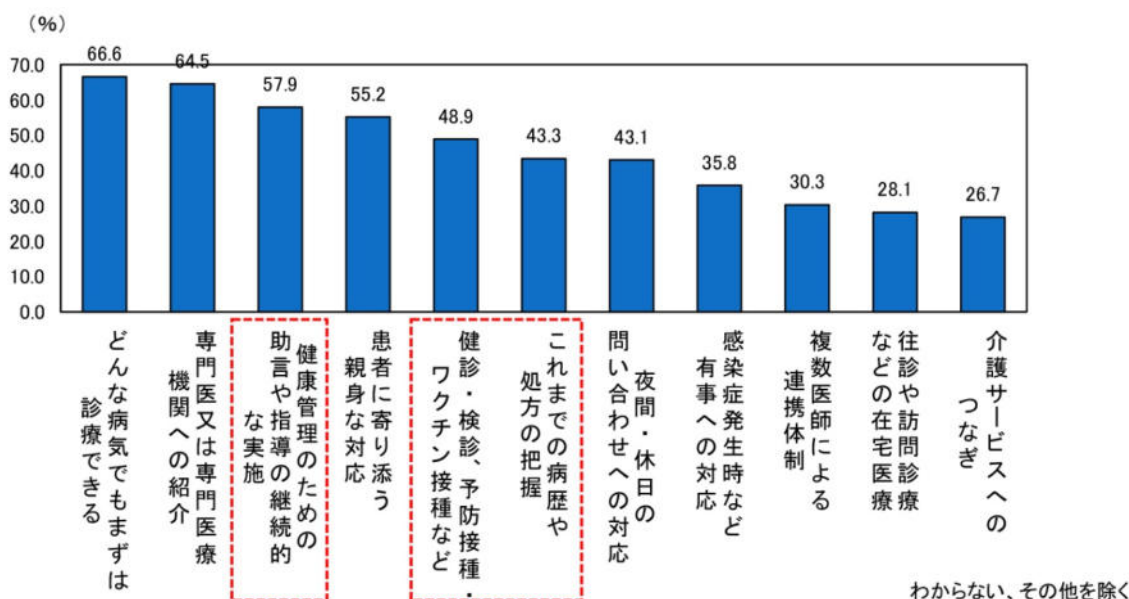
(出典) 日本医師会総合政策研究機構 日本の医療に関する意識調査 2022年臨時中間調査

3 | 患者視点によるかかりつけ医に期待する役割・機能等

国民がかかりつけ医に望む医療としては、「どんな病気でもまずは診療できる」(66.6%)、「専門医・専門医療機関への紹介」(64.5%)、「健康管理のための助言や継続的な指導」(57.9%)が上位3項目となっています。

これらから、かかりつけ医に対するイメージと合わせると、どんな病気でも相談でき、同時に健康管理を行ってくれる信頼できる医師を望んでいるということがうかがえます。

◆かかりつけ医に期待する役割や機能(n=1,152)



(出典) 日本医師会総合政策研究機構 日本の医療に関する意識調査 2022年臨時中間調査

◆かかりつけ医に対するイメージ(かかりつけ医像)(自由記述)-複数回答(n=811)

| カテゴリ | キーワード | 件数 (件) | 割合 (%) |
|------------------|-------------------|----------------|--------|
| 関係性・人間性 | 相談しやすい・話しやすい | 246 | 30.3 |
| | 信頼している・信用している | 134 | 16.5 |
| | 安心 | 121 | 14.9 |
| | 親身・親切・寄り添う | 68 | 8.4 |
| | 気軽・気楽 | 49 | 6.0 |
| | 親しみ・身近 | 43 | 5.3 |
| | 人間性 | 27 | 3.3 |
| | 自分のことを理解してくれる | 22 | 2.7 |
| かかり方 | いつもかかる | 41 | 5.1 |
| | 病気の時にかかる | 13 | 1.6 |
| | 定期的にかかる | 10 | 1.2 |
| | 病歴の把握 | 67 | 8.3 |
| 役割 | 夜間休日の対応 | 37 | 4.6 |
| | 助言と説明 | 27 | 3.3 |
| | 体調管理・健康管理・予防接種・健診 | 19 | 2.3 |
| | 連携・紹介 | 16 | 2.0 |
| | 医療へのファーストアクセス | 18 | 2.2 |
| | 家族全員のかかりつけ医 | 11 | 1.4 |
| 家族・高齢者 | 高齢者が必要とする医者 | 7 | 0.9 |
| | 近所 | 44 | 5.4 |
| 近所・地元 | 地域密着 | 9 | 1.1 |
| | その他 | 良い・満足・感謝・ありがたい | 33 |
| 必要な存在 | | 8 | 1.0 |
| (いないよりは) いる方がいい | | 12 | 1.5 |
| (そもそも) かかりつけ医とは? | | 4 | 0.5 |
| 必要ない | | 3 | 0.4 |
| その他 | | 22 | 2.7 |
| ネガティブ | ネガティブ | 12 | 1.5 |

(出典) 日本医師会総合政策研究機構 日本の医療に関する意識調査 2022年臨時中間調査

4 | 制度改革の流れと医療機関に求められる対応

1 | かかりつけ医機能報告制度の創設による機能の充実・強化へ

かかりつけ医機能には、身近な地域における日常的な医療の提供に関する多様な機能が含まれます。今後はさらに「治す」だけではなく、「治し、支える」といった概念の変化から、かかりつけ医には、従来より多様なニーズに応じていくことが求められます。

特に、在宅を中心に入退院を繰り返し、最後は看取りを要する高齢者が今後更に増加すると考えられ、具体的には以下のようなニーズへの対応も求められることになるでしょう。

◆高齢者の医療に関するニーズ

- 持病(慢性疾患)の継続的な医学管理
- 日常的によくある疾患への幅広い対応
- 入退院時の支援
- 休日・夜間の対応
- 在宅医療
- 介護サービス等との連携

こうしたニーズに対応する機能を確保していくためにも、かかりつけ医機能報告制度を新たに創設し、必要なかかりつけ医機能の充実・強化を図る仕組みを導入するとしています。

具体的には、各医療機関は上記ニーズに対応する機能や、それを今後担う意向等を都道府県に報告し、都道府県はこの報告に基づき、地域における機能の充足状況や、これらの機能をあわせもつ医療機関を確認・公表した上で、さらに医療関係者や医療保険者等が参画する地域の協議の場で、不足する機能を強化するための具体的方策を検討し、結果を公表するとしています。

このように、かかりつけ医機能を強化するための、医療機能情報提供制度の刷新、かかりつけ医機能報告制度の創設に関する情報には常に注目しておく必要があります。

◆かかりつけ医機能が発揮される制度整備の概要

①医療機能情報提供制度の刷新（令和6年4月施行）

- ・ かかりつけ医機能（「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」と定義）を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化を図る。

②かかりつけ医機能報告の創設（令和7年4月施行）

- ・ 慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要な

かかりつけ医機能（①日常的な診療の総合的・継続的实施、②在宅医療の提供、③介護サービス等との連携など）について、各医療機関から都道府県知事に報告を求めることとする。

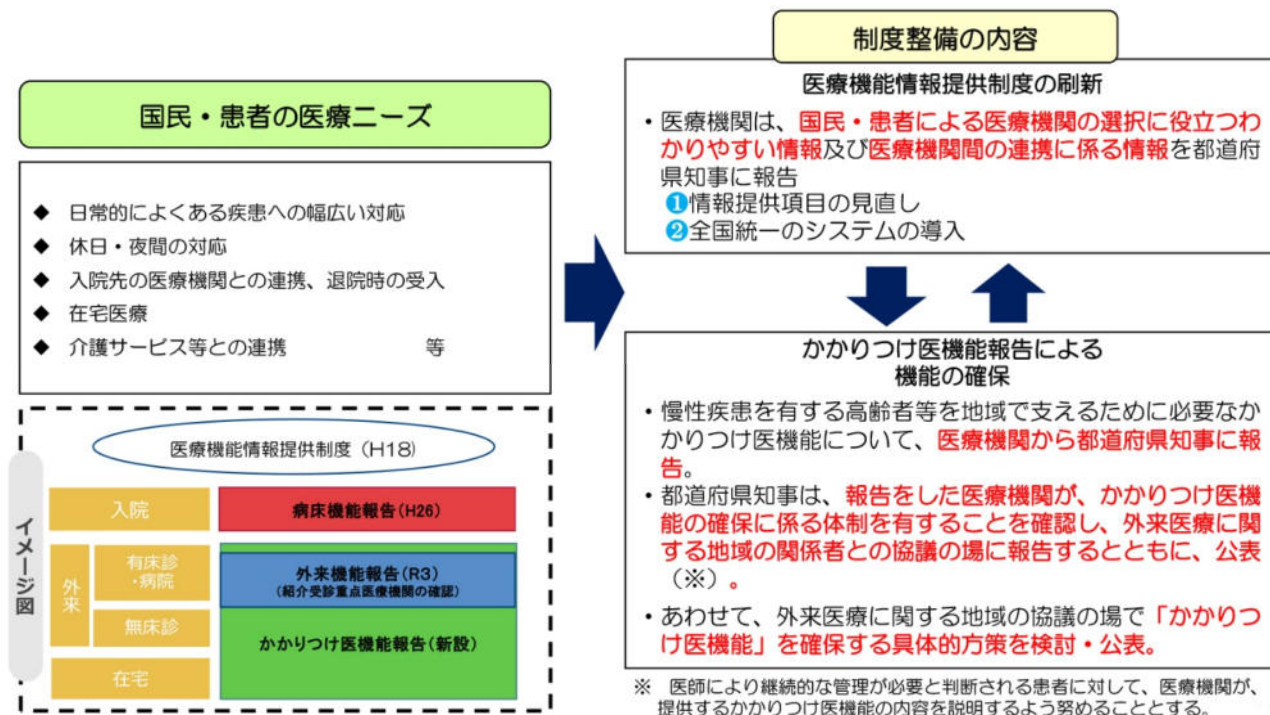
- ・都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに公表する。
- ・都道府県知事は、外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表する。

③患者に対する説明（令和7年4月施行）

- ・都道府県知事による②の確認を受けた医療機関は、慢性疾患を有する高齢者に在宅医療を提供する場合など外来医療で説明が特に必要な場合であって、患者が希望する場合に、かかりつけ医機能として提供する医療の内容について電磁的方法又は書面交付により説明するよう努める。

（出典）厚生労働省 第1回国民・患者に対するかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等に関する検討会 資料2

◆かかりつけ医機能が発揮される制度整備の骨格



（出典）厚生労働省 第1回国民・患者に対するかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等に関する検討会 資料2

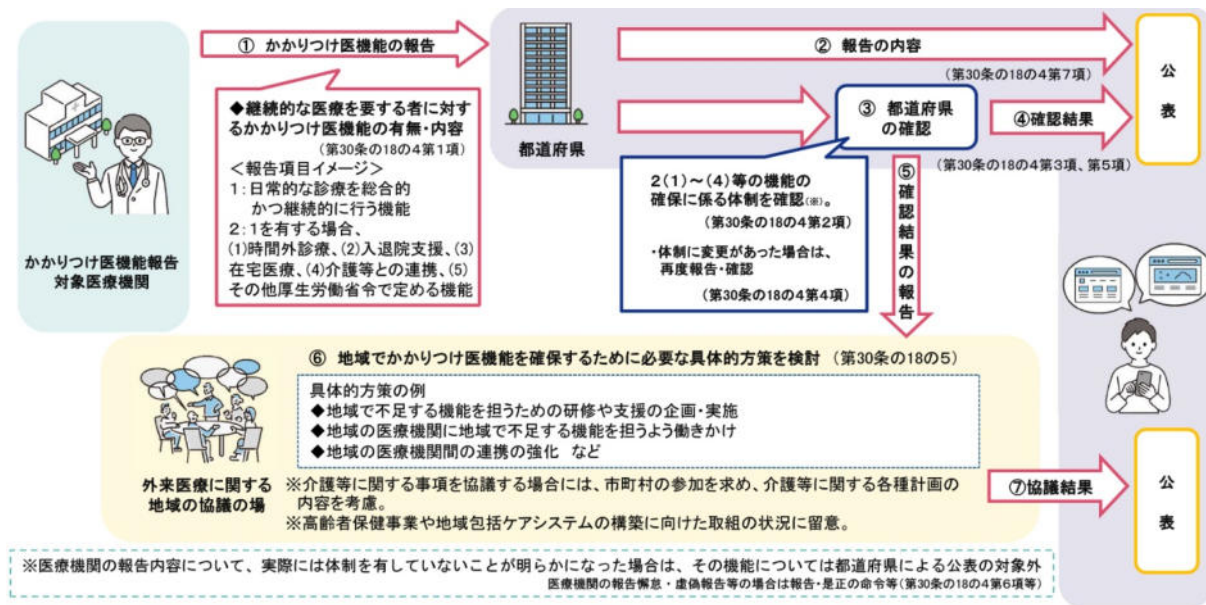
2 | かかりつけ医機能報告の概要と継続的な医療を要する患者への説明内容

慢性疾患を有する高齢者やその他の継続的な医療を要する者に対するかかりつけ医機能を地域で確保・強化するための仕組みを整備するとしています。

具体的には、慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告を行うことが求められます。

詳細は、今後、有識者等の参画を得て検討していくこととなります。

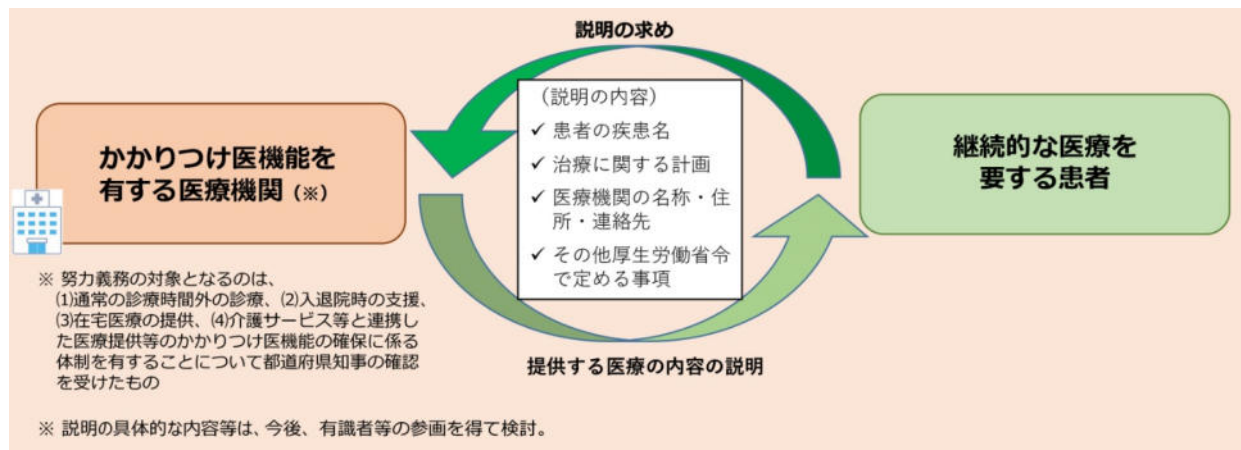
◆かかりつけ医機能報告の流れ



(出典) 厚生労働省 第1回国民・患者に対するかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等に関する検討会 資料2

かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することについて都道府県知事の確認を受けた医療機関は、慢性疾患を有する患者等から求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、疾患名、治療計画等について適切な説明を行うように努めなければなりません。

◆患者に対する説明について



(出典) 厚生労働省 第1回国民・患者に対するかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等に関する検討会 資料2

かかりつけ医機能報告制度では「医療機関の機能」として報告を求められることから、かかりつけ医機能は、医療機関の有する明確な機能であると捉えることができます。

このうち、かかりつけ医機能の1つとして夜間・休日などへの対応も期待されていますが、1つの診療所のみでの対応は困難であることが予想され、患者は複数のかかりつけの医療機関を持つことも想定されます。これらのことから各医療機関においては、かかりつけ医機能として、患者にどのようなサービスを提供していきたいか、またはできるかを今のうちに整理しておくことが求められます。

■参考資料

厚生労働省：第1回国民患者に対するかかりつけ医機能をはじめとする医療情報の提供等に関する検討会

日本医師会四病院団体協議会：「医療提供体制のあり方」日本医師会四病院団体協議会合同提言
(2013年8月8日)

日本医師会総合政策研究機構：日本の医療に関する意識調査 2022年臨時中間調査

関総研グループ

■事務所所在地

〒540-0022 大阪市中央区糸屋町 1-3-11 関総研ビル
TEL 06-6947-1313 FAX 06-6947-1414

フリーダイヤル 0120-430-426

■URL

(関総研グループ) <http://www.sekisoken.co.jp/>
(結い相続センター) <http://yui-souzoku.jp/>